

事務連絡

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「検査料の点数の取扱いについて」の一部訂正について

下記の通知につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

・「検査料の点数の取扱いについて」 (平成30年11月30日付け保医発1130第5号)(別添) ◎「検査料の点数の取扱いについて」(平成30年11月30日付け保医発1130第5号)

- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D006-2に次のように加2 別添1第2章第3部第1節第1款D006-2に次のように加 える。
 - (4) FLT3遺伝子検査
 - ア FLT3遺伝子検査は、区分番号「D006-2」造血 器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分を合算した点数を準用 して算定する。
 - イ 本検査は、再発又は難治性の急性骨髄性白血病(急性前 骨髄性白血病を除く)の骨髄液又は末梢血を検体とし、P CR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤 による治療法の選択を目的として、FLT3遺伝子の縦列 重複(ITD)変異及びチロシンキナーゼ(TKD)変異 の評価を行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算 定する。
 - ウ 本検査、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」 の悪性腫瘍遺伝子検査、「D006-2」 造血器腫瘍遺伝 子検査又は「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうち いずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもの のみ算定する。

- える。
- (4) FLT3遺伝子検査
 - ア FLT3遺伝子検査は、区分番号「D006-2」 造血 器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分を合算した点数を準用 して算定する。
 - イ 本検査は、再発又は難治性の急性骨髄性白血病 (急性前 骨髄性白血病を除く)の骨髄液又は末梢血を検体とし、P CR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤 による治療法の選択を目的として、FLT3遺伝子の縦列 重複(ITD)変異又はチロシンキナーゼ(TKD)変異 の評価を行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算 定する。
 - ウ 本検査、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」 の悪性腫瘍遺伝子検査、「D006-2」 造血器腫瘍遺伝 子検査又は「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうち いずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもの のみ算定する。

(下線部分が訂正部分)